

平成26年第4回教育委員会臨時会会議録

- 1 日時 平成26年4月1日（火） 16：00～16：55
- 2 会場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 武本委員長・田口委員長職務代行・山本委員・栗原委員・
浅井教育長・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
管理課長兼生涯学習課主幹・学校教育課長・生涯学習課長・
体育振興課長・人権教育推進室長
- 4 傍聴者 なし

委員長：それでは、平成26年第4回相生市教育委員会臨時会を始めさせていただきます。今日は、新年度のスタート。爽やかな気持ちでスタートをきられたと思います。今年度もよろしくお祈いします。
議事録署名委員は、山本委員さんにお祈いいたします。

山本委員：はい。わかりました。

委員長：事務局出席職員の報告をお祈いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：本日、両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

委員長：ありがとうございました。それでは教育次長お祈いいたします。

教育次長（管）：それでは、今日、異動になっている職員がこちらの方に参っておりますので紹介したいと思います。

※異動者を紹介・挨拶後、退室

委員長：それでは、議事に移ります。まず、報告事項『報告第8号 相生市教育委員会職員の人事について』をお祈いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：（4月1日付人事の発令について、提出議案に基づき説明）

委員長：ありがとうございました。それでは、報告第8号について、何か質問等がございましたらどうぞ。
特にないようですので、報告第8号については、了承したということにいたします。次に『報告第9号 平成26年度教育費当初予算について』をお祈いします。

生涯学習課長：（提出議案に基づき説明）

委員長：それでは、報告第9号について何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：今年度の文化会館の予算のことですが、8億8千万円に対する交付金が2億4千万円ですか。それとも28億円に対して2億4千万円の交付金ですか。

生涯学習課長：歳入の2億4千万円につきましては、平成26年度の工事分に係る交付金という考え方でございます。

委員：次年度の交付金もあるということですね。

生涯学習課長：はい。

教育長：大体の総額は出ていますか。

生涯学習課長：予定としましては、交付金の全体は8億3千6百万円の予定でございます。

委員：当初より3億円くらいあがったのですかね。25億円くらいでしたか。

管理課長兼生涯学習課主幹：建物建設費に関しては約25億でした。当初基本計画を策定したときは、約19億円でスタートしました。実は、市民会館の耐震補強工事に約3億円程度かかるということで、合築することにより、3億円余りの費用で市民会館が建設できるというような設計の見積もりが出ましたので、合築の方向となりました。その後、市民意見を反映する中で面積も増加し、基本設計が約25億円程度という見込みになっております。その後、人件費や建設単価高騰などにより、全体経費として、今の約28億円という金額になっております。

交付金に関しては、事業費全額にあたるのではなくて、上限額がございまして、こういった事業の上限額は21億円となっております。その4割相当が交付金額ということで工事の熟度と言いますか、進捗に合わせた事業費を、26年が3割、27年が7割で計上しておりますので、それに相当する金額を交付金としていただくという予定になっております。

委員長：管理課長は、文化会館建設担当でしたね。心強いですね。

他、ございませんか。

特にないようですので、報告第9号も了承したということでよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは、了承とします。次に『報告第10号 平成26年度1件500万円以上の工事計画について』をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：(提出議案に基づき説明)

委員長：ありがとうございました。それでは、報告第10号につきまして、何かご質問等がございましたらどうぞ。

特にないようですので、報告第10号については了承したということにさせていただきます。次に議決事項、『議第6号 相生市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について』をお願いします。

生涯学習課長：(提出議案に基づき説明)

委員長：ありがとうございます。それでは、議第6号について何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長：第6条の規定内容だけ簡単に説明をお願いします。

生涯学習課長：条例の第6条では、これまでその他の必要な事項といたしまして、この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項が教育委員会規則で定めるということが規定されておりましたが、こちらの第6条が、第7条に変わりましたので、規則の方で別途定めております第1条の文中、社会教育委員に関する条例第6条という言葉が条例が第7条に変わりましたので、こちらも第7条に変更しようということでございます。なお、第2条以下の文面につきましては、変更ございませんので、条例改正に伴いましてこの条項だけが変わったということになります。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。6条と7条は内容が同じという事ですか。

生涯学習課長：2月の定例会でご説明させていただいて、3月の議会で条例改正が整いまして、その条例改正に伴い1条繰り下がりましたので、これまで第6条としておったものが、第7条に変わりました。こちらの規則もそれに連動する形で改正したいということでございます。

委員長：どうもありがとうございます。

特にございませんか。それでは、議第6号は原案どおり議決とさせてよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長 : それでは、そのようにさせていただきます。次に協議事項に入らせていただきます。『協議第2号 わくわくふれあい給食事業補助金交付要綱の制定について』をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

委員長 : ありがとうございます。それでは、この協議第2号につきまして何か質問等がございましたらどうぞ。

委員 : 実際の数はどれくらいになりますか。人数と言いますか。

学校教育課長 : 26年度、各校で100食、10校で1,000食を予定しております。

委員 : 結構ありますね。

委員長 : これは、学校給食を提供する範囲とか数というのは、誰が決めるのですか。

学校教育課長 : 各学校へ、現在も地域の方々、いろいろとボランティアとか、講師で来て頂いております。基本的には各学校の方で、学校行事などに参画していただいた方に提供するというもので、各小中学校10校、100食ということで計画しております。

委員長 : ということは、学校長が決めるのですか。行事が発生して、数が初めて決まるという事ですか。

学校教育課長 : 行事をする時に、一緒にわくわくふれあい給食ということで、その時に人数を報告願いたいということです。

委員長 : 申請する金額というのが対象になっているので、数をきっちりとおさえておく必要がありますね。

委員 : 給食の試食会というのをやっていますが、1年生の親を呼んで。あれは入らないのですか。

学校教育課長 : 地域の方ということで、講師やボランティアで来て頂いている方、いろいろと考えておりますが、保護者の試食会につきましては、現在のところは考えておりません。幼稚園の給食も始まっておりますので、現在、小

学校で試食会として実施しているのは減っております。

委員長 : 他、ございませんか。

特にないようですので、協議第2号につきましては、原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

委員全員 : はい。

委員長 : それでは協議第2号は承認させていただきます。次に『協議第3号 創意ある学校園づくり推進事業補助金交付要綱の制定について』をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

委員長 : ありがとうございます。それでは、協議第3号について、何か質問等がございましたらどうぞ。

委員 : 予算の範囲内ということですが、予算はいくらだったでしょうか。

学校教育課長 : これまでの総合的な学習事業は別にしまして、みんなの学校事業として、新たに小中学校では20万円から25万円くらいを考えております。幼稚園の方では10万円から15万円を予定しております。各校、鋭意検討、既に考えていただいているところで、早急にこの方向に向けて決定したいと考えています。

委員長 : 本年度の新規事業ですね。

学校教育課長 : そうでございます。

教育次長 (指) : 少し補足いたします。この中には出ておりませんが、対象となる事業について、4月に校長会がございますので、その中で例えば、こういった内容であるとか、施設・設備に関わるものは認められないとか、そういった部分の説明をもう少し詳しくして、4月中に各学校で工夫して、知恵を絞って計画を立てるような形で各学校に申し渡したいと考えております。

委員長 : これの申請期限というのはありましたか。特にありませんか。

学校教育課長：特に設けていませんが、既に考えてもらっているところですので、出来るだけ早い段階で申請していただくと考えております。

委員長：補助金の申請があって、決定した段階で全学校にこういったものが出ましたと広く公表した方が良いかもしれませんね。お互い切磋琢磨して。競争の原理も出ますし。こういったものがいきなり出てくるとどうしようかとなるのでしょうか。

学校教育課長：この新規事業でございますが、学校教育の目玉ということでございます。今までは全く逆の発想で、これだけしかないのもこれで…ということでしたが、やはり学校長を先頭に若手の教職員も増えている中で、こういう学校にしたいんだという、今までの学校社会にはない進め方であろうかと思えます。非常に委員会の方もそういう意味では、腹をくくってといただきますか、それぞれ学校の方で、年度末から学校評価等々も行いまして、来年度どういった学校経営をしていくんだというようなことを校長の方にも話をしている中で教職員が一丸となって子どもたちのために特色のある、或いは、学力、体力向上のためにこのようなことを、発想の転換かもしれません、頑張ってみてみたいと思っております。

教育次長（指）：校長先生のリーダーシップが問われるところだと思いますし、リーダーシップで引っ張っていただくだけではなくて、若手の先生など、全ての教諭の意見を吸い上げて、上手くリーダーシップを発揮していただく機会になればというように考えております。

委員長：なんとか、この事業が成功するように祈っております。頑張ってください。他、ございませんか。特にないようでしたら、協議第3号も原案どおり承認するというところでよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは、そのようにさせていただきます。それでは、その他ありますか。

生涯学習課長：（相生市立歴史民俗資料館からのお知らせについて、提出資料に基づき説明）

委員長：ありがとうございました。先ほどの報告で質問等がありましたらどうぞ。ございませんか。ないようでしたら次、お願いします。

教育次長（管）：（教育委員会制度の改革に関する与党合意について、提出資料に基づき説明）

委員長：ありがとうございました。何か質問ございませんか。
これは、流れとして具体的にその教育会議というのがスタートする時期というのはいつ頃と想定されるのですか。

教育次長（管）：国会の中での審議の状況によると思いますが、平成26年度中に国会で可決されるということになりまして、施行が平成27年度からということになりましたら、今の教育委員会制度をどのように改定するかということ、必ず経過措置というのがございますので、そこを見ながらということになります。特に、今の教育委員さんの任期、そういうことも合わせまして考えていかなければならない、また、総合教育会議というものをどの時点で作るかという事がまだ明確になっておりません。平成26年度中に何らかの骨子が出てきましたら、またご報告させていただきます。実際には、平成27年度以降になるのではと考えております。

委員長：ありがとうございます。
他、ございませんか。
特にないようですので、以上をもって第4回臨時会をしめさせていただきます。ご苦労様でした。